

東部浄化センター屋上広場使用許可申請書兼使用料減免申請書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者職務代理者 あて
裏面のとおりに誓約します。

受付No. 令和 年度 号

申請者	住 所	電話 () -		
	氏 名	(No.)	団体名	

使用希望施設及び日時				※ 土日休日は、西駐車場は予約制です。 台数を記入してください。(キャンセル無料)
施設名等		使用日時・目的		西駐車場
テニスコート	☐ 午前の部 (午前9時～午後1時)	令和 年 月 日 (午前 時 分 ～ 午前・午後 時 分)		予約台数 (台) 1台まで
	☐ 午後の部 (午後1時～午後5時)	令和 年 月 日 (午後 時 分 ～ 午後 時 分)		予約台数 (台) 1台まで
広場	☐ 芝生広場	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分) (使用目的:)		予約台数 (台) 5台まで
	☐ 多目的広場 (グラウンド)	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分) (使用目的:)		予約台数 (台) 6台まで
会議室	☐ 会議室1－南 ☐ 会議室1－北 ☐ 会議室2	令和 年 月 日 使用目的 ☐ 午前9時 ～ 午後0時 ☐ 午後1時 ～ 午後5時		
駐車場	☐ 大型自動車 (マイクロバス等) ☐ 減免利用	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分) (使用目的:)		

使用料減免申請理由
☐ 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会その他公共的団体が主催して地域の行事等に使用するとき。(5割減免)
☐ 使用する者の中に市内の小学校又は中学校に通学する児童又は生徒が2人以上いるとき。(3割減免)
☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者が使用するとき。(駐車場に限る。5割減免)
☐ その他管理者職務代理者が特別の理由があると認めるとき。(最大5割減免)

許可の可否	使用料額 (A)	減免額 (B)	納付すべき 使用料額 (A) - (B)	課長	係長	係員	受付 (R . .)
☐ 許可 ☐ 不許可	円	円	円				

不許可理由()

第1号様式

次のいずれかに該当するときは、許可しないものとする

- 1 12月29日から翌年1月3日までの間。
- 2 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- 3 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき
- 4 浄化センターの施設又は付属設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- 5 公共性のある行事等で別に管理者職務代理者が定める特定使用施設が使用されるとき。
- 6 その他管理者職務代理者が浄化センターの管理上支障があると認めるとき。

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

1. 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ)に該当しないこと。
2. 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
3. 本誓約書及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

(使用の許可条件)

- 1 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 屋上広場の施設を損傷し、又は汚損しないこと。
 - (2) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をしないこと。
 - (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示し若しくは配付しないこと。
 - (4) 浄化センター(屋上広場を除く。)に立ち入らないこと。
 - (5) 犬その他の畜類を屋上広場に同伴しないこと(身体障害者が身体障害者補助犬を同伴する場合を除く。)
 - (6) たき火、花火その他火気を使用しないこと。
 - (7) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
 - (8) 拡声器等で近隣、他の利用者等の迷惑になる騒音を出さないこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者職務代理者が別に指定する事項

(原状回復義務等)

- 2 屋上広場を使用する者は、その責めに帰すべき理由により屋上広場の施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。